三　(一)　所　秋田県湯沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　1　変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
湯沢市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに湯沢市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　所　秋田県にかほ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　1　変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
にかほ市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
にかほ市（次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び一ノ関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県榛原郡川根本町下長尾字ネコサワ一八六四の一の二、一八六四の一の四、一八六四の一の五、一八六四の一の七、一八六四の二、字ヒロヲ一九〇二の一の一五、一九〇二の一の一六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ネコサワ一八六四の一の四・字ヒロヲ一九〇二の一の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十八年四月十六日農林水産省告示第四百十五号（五に係るものに限る。）、昭和五十八年四月十九日農林水産省告示第四百二十八号（一に係るものに限る。）、昭和六十一年二月七日農林水産省告示第二百三号（四に係るものに限る。）、平成三年五月二十三日農林水産省告示第六百八十七号（一に係るものに限る。）、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百六十六号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁並びに鹿角市役所及び東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県真庭市竹原字杉ノ向一八六の一、字大屺口三二七の三、字ワケ奥三二八の一、字大畝三三二、字河原三三四の一、三三五の一、三三五の四、字中谷三三八の一、字棒ノ木サコ三三九の一、字ソバ田三四〇の一、字ソバ田谷端三五〇の一、字笠杉奥三六七の一、字松尾三六八の一、山久世字ノメラ谷八一四、字三阪山八一七の二、八一七の四九から八一七の五二まで、字大畝一六七三の四、一六七三の六から一六七三の八まで、字飯柿一六七七の二、字木地ゲニゴ一六八〇の二、字簗ノ内二三五四、二三五七、字伊折峪二三五五、二三五六、字伴原二三六三の七、二三七九の一、二三七九の四、二三七九の五、字滝ノ平二三八〇から二三八二まで、江川字大ガヤ三一〇、三一一の第二、字細葉五五〇の第二、五五一の一、五五一の二、字悪谷五五二の第二、字ソバ諮五五五の第二、字大休五五八の第二、字鳴ル土地五五九の一、五五九の二、月田本字中谷一七八七の二、字ノホシケ峪西平一七八八の二、字ノホシケ峪一七八九の一、一七八九の三、字イヤ谷西平一九三六の二、字イヤ谷一九三七、一九四二、字イヤ谷西峪一九三八、一九四一、字イヤ谷沢一九三九、字イヤ谷東平一九四四の一、字イヤ谷東峪一九四六の二、一九四七の一、一九四七の二、一九四八の一、字寺ノ上一九九六の二、字岩坪向一九九七の一、一九九八の一、二〇〇〇の一、字竹ケ峪二〇一〇の二、二〇一一、字塩滝二〇五三の二、二〇五四の二、二〇五五の一
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）